

瑞浪市地域総合支援協議会について

【協議会の概要】

- ・障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会として位置づけ、関係機関が地域課題について情報を共有し、よりよい支援体制づくりに向けて意見交換・協議を行う場とします。
- ・「全体会」と「専門部会」で構成します。

名 称	開催頻度	内 容
全 体 会	年1回	・各機関の代表者等が出席し、専門部会からの報告を受け、地域課題や提案について協議会全体として意見や方向性を協議・確認します。 ・本市規定における「懇談会」として開催します。出席者に対して委員を委嘱するものではなく、任期も設けません。 ・本市規定に基づき、出席者に対して謝礼を支払います。
専 門 部 会	必要に応じ 年数回	・実務担当者が出席し、分野別・課題別に具体的な議論を行います。 ・運営事務局会議は相談支援部会と兼ね、隔月で開催します。 ・謝礼の支払いはありません。

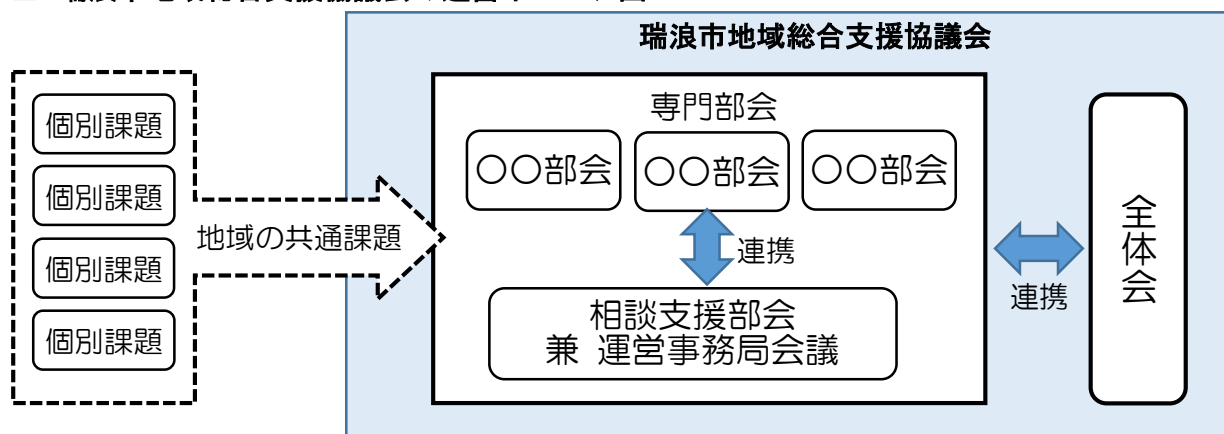
【協議会の役割】

- ① 定期的・継続的に開催することにより、関係機関のネットワークを構築すること
- ② 各機関の活動内容や個別課題・ニーズなどの情報を共有すること
- ③ 瑞浪市および東濃圏域の支援体制にかかる地域課題について共通認識を持つこと
- ④ 課題解決に向けた協議・意見交換・提案を行い、よりよい支援体制を構築すること

【協議会の活性化に向けたポイント】

- ① 明確なテーマ設定と参加意義
参加意義のある協議会となるよう、協議したいテーマ・解決したい事案を明確にし、全員が共通認識を持ちながら参加することが大切です。
- ② 「皆の力を結集して地域全体の支援力を高める」という意識
地域全体の支援力を高めるために当事者・事業者・行政が協働し、少しずつでも前に進めることを目指します。お互いに過度な負担は求めず、また、陳情・要望・交渉の場にはしません。
- ③ 柔軟な運営
形骸化を防ぐため、テーマ・部会・参加者は柔軟に設定し、必要に応じて再編成します。

■ 瑞浪市地域総合支援協議会の運営イメージ図



- ・協議会において、各機関がそれぞれの役割を果たす中で認識した個別課題を共有します。
- ・各機関に共通する課題を、地域の共通課題として認識します。
- ・地域の共通課題を自らの課題として受け止め、皆が共通認識を持ちながら「自分の所属団体では何ができるか」を考え、地域の支援力を高めるために皆の力を集結して一歩でも前進しようという協働の姿勢で参加します。

地域総合支援協議会に関する法令根拠

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)

(協議会の設置)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

■瑞浪市地域総合支援協議会要綱（平成 29 年 3 月 31 日告示第 44 号）

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 の規定に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の総合支援のため、障害福祉に関する事業者、機関及び団体（以下「関係機関」という。）が相互に連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ることについて、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見又は助言を求めるため、瑞浪市地域総合支援協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第 2 条 市長が協議会において、意見又は助言を求める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者等への支援体制の整備に関すること。
- (2) 障害者等についての相談事例の情報共有と困難事例の検討に関すること。
- (3) 障害者等の就労及び雇用の推進に関すること。
- (4) 地域の関係機関等による連携の強化に関すること。
- (5) 療育及び教育に関すること。
- (6) 障害者虐待及び権利擁護に関すること。
- (7) 障害者差別の解消に関すること。
- (8) その他市長が必要と認めた事項

(参加者)

第 3 条 協議会の参加者は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 障害者福祉関係団体に所属する者
- (4) 識見を有する者
- (5) 保健・医療に従事する者
- (6) 障害者等の教育又は雇用に関連する職務に従事する者
- (7) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に第 5 条に規定する開催期間継続して協議会への参加を依頼するものとする。

(運営)

第 4 条 協議会の参加者は、その互選により協議会の会議（以下「会議」という。）を進行する座長を定める。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席者を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第 5 条 協議会の開催期間は、1 年間を目途とする。

(専門部会)

第 6 条 協議会は、第 2 条に規定する事項に関する個別の課題について必要な検討を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

(守秘義務)

第 7 条 参加者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は市長が別に定める。